

令和7年10月10日

北谷町長 渡久地 政志 殿

北谷町上下水道料金等審議会  
会長 神谷 大介

## 答 申 書

令和7年6月3日付、北水7第63号により諮問のありました適正な水道料金について、当審議会にて審議を行った結果、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1. 答申内容

町民生活および社会経済活動の基盤である水道事業は、県企業局による水道料金の増額改定や昨今の物価高騰、さらに施設の更新や耐震化に伴う費用負担が重なり、厳しい経営状況が見込まれます。このような状況を踏まえ、安定的な経営を今後も継続するためには、北谷町の水道料金を改定する必要があると判断しました。

現行の北谷町の水道料金は、生活用水の低廉化による少量使用者への配慮や使用水量が多くなるほど料金が段階的に高くなることで水需要の抑制と節水効果を図った料金体系となっています。したがって、水道料金の改定にあたっては、この趣旨を維持しつつ、町民生活への影響や公平性にも十分配慮した見直しを行うべきであると考えます。

以上のことから、当審議会は水道事業の今後の経営状況や利用者負担を検討した結果、別紙「水道料金改定表（案）」が適正な水道料金であると判断します。なお、料金の算定期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、改定の施行時期については町民等への周知期間を考慮して、令和8年4月1日施行とすることが適当であると考えます。

最後に、本答申には次のとおり付帯意見を付します。

#### 付帯意見

- ①水道料金の改定にあたっては、十分な周知期間を設け、町民等に改定の理由や内容を十分に理解していただくため、効果的な周知、広報活動に努めること。
- ②水道料金改定の影響を踏まえ、町行政を支える団体等の運営費に配慮すること。
- ③将来にわたり、安心・安全で強靱な水道事業を持続していくためには、給水人口の動向や社会、経済情勢を注視し、水道料金が適正であるか定期的に検証すること。

【別紙】

水道料金改定表（案）

（税抜）

種別	用途別	基本水量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
				段階別 (立方メートル)	円
専用給水装置	家事用	5立方メートルまで	650円	6から10まで	135円
				11から30まで	169円
				31から50まで	195円
				51から100まで	235円
				101から500まで	275円
				501以上	313円
	営業用	12立方メートルまで	2,340円	13から30まで	171円
				31から50まで	197円
				51から100まで	237円
				101から500まで	277円
団体用	15立方メートルまで	2,730円	16から30まで	171円	
			31から50まで	197円	
			51から100まで	237円	
			101から500まで	277円	
	臨時給水	1立方メートルにつき 505円			
連合専用給水装置	1戸（世帯）当たりの料金は家事用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸（世帯）均等に使用したものとみなす。				